

公 告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の2第1項第3号の規定により下記のとおり随意契約を行うので、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第108条の2第2項の規定により公表する。

令和4年3月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 契約の内容

和歌山県立なぎ看護学校校舎内清掃業務（詳細については仕様書のとおり。）

2 契約の相手方の名称及び所在地

那智勝浦町シルバー人材センター

理事長 楠本 實

東牟婁郡那智勝浦町天満482-1

3 契約金額

金635,976円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

4 契約年月日

令和4年4月1日

5 契約の相手方とした理由

「和歌山県障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する方針」に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）を行う事業所で、東牟婁振興局管内にある事業所または地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設等に準ずる者として総務省令で定めるところにより和歌山県知事の認定を受けた者または地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体のうち高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターに該当する団体で、東牟婁振興局管内にある団体に対し

当該清掃業務（6か月間）の受託を希望する者から見積書を徴したところ、見積書記載金額が予定価格の制限の範囲内かつ最低金額であり、業務の円滑な履行が見込まれるため。